国立大学法人東京農工大学学長選考・監察会議印章細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （新設） （雑則） 第５条　（略）	本則 （押印の特例） 第５条　議長は、次の各号に掲げる場合は、印章を押印したとみなすことができる。 (1)　当該発信者が自筆署名する場合 (2)　一定の字句及び内容の法人文書を多数印刷する場合で、あらかじめ印章の印影又は前号に規定する自筆署名を印刷してある場合 ２　前項第２号の規定により印影を印刷又は出力（以下「印刷等」という。）する場合には、印影を拡大又は縮小して印刷等することができる。 （雑則） 第６条　（略）	事務の簡素化・効率化のため

附　則（令和4年8月1日選細則第17号）

この細則は、令和４年8月１日から施行する。